

での発生が確認されており、ミカンコミバエについては1969年(昭和44年)から、ウリミバエは1972年(昭和47年)から、それぞれ本格的な根絶防除事業が開始された。事業は国、県、市町村、研究機関等の綿密な連携と不断の努力の下に進められ、前者は1986年、後者は1993年に、約20年の歳月と計250億円以上の巨費を投じ、根絶が成し遂げられた。

防除の実施や根絶までの詳細な経緯については本誌でもその創刊号(1979年)から42号(1993年)まで、多くの誌面が割かれている。本事業は、世界でも前例のない大規模な根絶防除の成功例

として注目されている。

以上、植物検疫100年の歩みについて簡単に述べたが、これからの100年間、植物検疫はどのようなになっていくのであろうか。100年前に比べて病虫害の検出技術が向上しているとはいえ、輸入植物の増大及び多様化、グローバル化、輸送の高速化の中で病虫害の侵入リスクはむしろ上がっているといえる。科学的根拠に基づいた検査、検査技術の向上を図るとともに、これまで以上に国と都道府県、試験研究機関や大学等と密接に連携して対処していくことが必要である。

■コラム：植物防疫所初代所長 桑名伊之吉

福岡県築上郡黒土村(現在の豊前市)に1871年(明治4年)に農家の次男として生まれた。簡易科小学校を卒業後、家業の手伝いをしていたが、文明の進んだアメリカで勉強することを志し、18歳のときに父親からもらった100円(現在の20万円程度)を持ってハワイへ渡った。ハワイでは、辛い仕事をしながら資金を蓄えアメリカ本土に渡った。アメリカ人も氏の熱心さと、その仕事ぶり、才能のひらめきを認めたという。その後、働いて学資を得ながらコーネル大学に入学、当初は植物研究を志したが、昆虫学の大家ジョン・ヘンリー・コムストックに目をかけられ、昆虫学に進み、スタンフォード大学へ転校した後、1899年(明治32年)に同校を卒業し、同大学に助手として勤務した。

アメリカでナシマルカイガラムシの被害が問題となった際、日本から侵入したと考えられていたが、日本側は同虫は日本に発生していないと



桑名伊之吉氏と夫人
(豊前市教育委員会提供)

反ばくしていた。そのため、同大学は氏を日本へ派遣して調査させ、同氏は本虫が日本各地にまん延していることを明らかにしている。そのため、同氏は1902年(明治35年)に日本に帰国したものの、官吏になる道はあきらめていたようである。

しかしながら、氏の実力が見込まれ、各府県の昆虫関係主任技術者の養成を目的として農商務省農事試験場に講師として招かれ、1910年(明治43年)には昆虫部長、1914年(大正3年)5月に植物検査官(兼農事試験場技師)に任官、同年7月に初代植物検査所長に就任した。氏の業績は、青酸ガスくん蒸の実用化、イセリヤカイガラムシの天敵ベダリアテントウムシの導入、ミカントゲコナジラミの天敵シルベストリコバチの導入等枚挙にいとまがない。また、アメリカのポトマック河畔を彩る桜の苗木づくりにも関わっている。1933年(昭和8年)に永眠(享年63歳)。刻苦勉励の人であった。

国際植物防疫条約(IPPC)の潮流と今後の課題

農林水産省消費・安全局植物防疫課 横井 幸生(前IPPC事務局長)

国際植物防疫条約(International Plant Protection Convention: IPPC)の年次総会である植物検疫措置に関する委員会(Commission on Phytosanitary Measures: CPM)は、2015年3月に第10回の会合が開催される。本稿では、IPPCの主な流れと今後の課題について概観する。

■IPPCの戦略枠組み

IPPCは、戦略性の向上を進めてきた。2012年に採択された戦略枠組みでは、農業・食料、貿易、

環境、開発の4つの柱が明文化され、それまでも意識されていた事項が明確な目標戦略となったことに意義がある。これ以降、同枠組みの下で個別の戦略策定が進められている。具体的には、技術支援、資金調達などの個別戦略の採択に加え、基準策定の将来計画を全体像にもとづいて進める動きや、透明性の確保や国際的な病虫害のまん延防止を目的とした各国による検疫要件や病虫害発生等の報告義務の改善に向けた取組方向の明確化が行われている。

また、「実施」の重要視が進んでいる。従来、植物検疫措置に関する国際基準の策定こそが IPPC の役割・成果とみられていたが、近年は実施に注目が集まっている。「ルールづくり」ではなく「ルールの適切な実施」を目標とするべき、との考え方である。具体的な取組としては、実施段階の問題を考慮した基準の策定、技術支援を通じた各国の能力向上、実施状況の把握に必要な通報の改善、IPPC による紛争解決手続の活性化などが挙げられる。我が国の加盟国としての関与・貢献もこれらの潮流を理解した上で検討がなされるべきだろう。

■各種案件の状況と課題

次に、検疫現場に直接の影響を及ぼす個別事項の動きに視点を移してみる。

木材こん包材基準 (Regulation of wood packaging material in international trade) に基づく IPPC 商標の登録更新が進められている。我が国は既に更新済みであるが、他国の更新や新規登録と適切な運用に、注視が必要である。また、電子的な植物検疫証明のハブ化の動きにも触れたい。証明の電子化は、個々に二国間で整備が進められてきたが、主導する国によりシステムが異なるため、効果・効率性、迅速性に問題がある。電子証明ハブシステムを構築し、相互の証明方式を統一し初期コストを下げ、新たに電子化を行う国が参入しやすくする試みである。さまざまな思惑はあるが、近年の議論や技術的な検討を通じて現実味を帯びつつある。

現在検討が進められている基準案に、海上コンテナ基準 (Minimizing pest movement by sea containers)、穀物基準 (International movement of grain) がある。CPM でも数回の議論がなされ、問題点の明確化は進んだものの、合意には相当時間がかかる見込みである。海上コンテナ基準については、関係者の義務や権限、不適合案件の取扱いなど複雑な課題事項が多い。穀物基準については、相対立する主張がかけ離れており、妥協が見いだせない状態である。このほか、種子に関する基準も議論が始められているが、容易ならざる議論が待ち受けている。また、熱処理など病虫害

の検疫処理基準案については、科学的な検証の必要性が求められている。これらは、基準として成立すると我が国の検疫体制への影響も大きいことから、議論の状況を継続的に把握するとともに技術や現実性の観点から議論に積極的に参加し、採択された場合に備え、関係者間での情報・意思伝達を行っておくことが不可欠である。

このほか、インターネット取引の増大に伴う検疫体制の工夫、簡易 PRA (Pest Risk Analysis) の導入の可能性、生物多様性分野における IPPC 知見の有効性、世界貿易機関 (WTO) の貿易円滑化協定の影響なども近年話題となっている。

■ IPPC を取り巻く情勢

同じ SPS (Sanitary and Phytosanitary Measures) 関連機関である食品安全の Codex (Codex Alimentarius Commission)、動物衛生の OIE (Office International des Epizooties) に比べ、一般への理解・浸透が弱



2014 年の第 9 回 IPPC 年次総会 (左: 筆者)

かった IPPC ではあるが、近年状況が変わりつつある。SPS 委員会や規格通商開発機構 (STDF) での存在感が増しており、IPPC が新しい試みを他に先駆けて始める事例も少なくない。更に社会一般への浸透を加速するため、国際植物衛生年 (International Year of Plant Health) や植物衛生の日 (Plant Health Day) を定めてはどうか、といった検討も進ん

でいる。2014 年、IPPC が生物多様性関連条約の一つとして仲間入りしたことも認知度向上に一役買ったであろう。次回総会で報告される IPPC 事務局への評価を通じて、さらなる充実・強化が進められることを期待したい。

このような IPPC の活動をよく理解した上で、我が国としては、一世紀の歴史を誇る植物検疫制度、農産物の輸入大国としての経験を生かし、今後も適切な主張と貢献を行い、国際社会での役割を果たしていくべきであろう。

私ごとではあるが、IPPC 事務局長としての 5 年の勤務を終え 2014 年末に帰国した。在任中に関係の方々からいただいたさまざまなご支援・ご協力が IPPC の多角化・深化につながった。改めて感謝を申し上げたい。